

吹田市公園魅力向上事業トライアル・サウンディング募集要項

1 趣旨

(1) 背景

吹田市の都市公園の面積は府内自治体の中でトップクラスの水準であり、緑豊かな環境は吹田市の大いな魅力となっています。

しかし近年は公園施設の管理水準の向上、計画的な長寿命化・更新、公園の再整備、厳しい財政制約への対応、様々なニーズの対応等の課題があり、公園が持つ多様な機能が十分に発揮されていません。

そこで、吹田市では、管理する主要な都市公園について、民間事業者の資金やノウハウを活用して、より効果的・効率的な再整備と地域の実情に応じたきめ細かな管理運営等を行うことでこれらの課題を解決し、公園のさらなる魅力向上を図る取組を進め、令和元年度には主要な都市公園8箇所について、民間事業者の参入意欲の確認を行うため、サウンディング調査を実施しました。

その後、令和4年度に江坂公園、桃山公園、令和6年度からは中の島公園で公園魅力向上事業の整備を進めてきたところですが、公園ごとの特性に応じたさらなる魅力向上が期待されることから、公園とその周辺地域の特性に適する利用者満足度向上に繋がるアイディアや利用者を発見するとともに、事業者には試験的に公園を利用してもらい、採算性や需要を確認してもらう市場調査を兼ねる“トライアル・サウンディング”を行います。

(2) 制度概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公園施設等の試験的利用を希望する民間事業者や公園利用者（以下「試験的利用者」といいます。）を募集し、一定期間、実際に公園や施設を使用してもらう制度です。

市は公園ごとの“民間事業者の関心・公園特性との相性”や“利用者・周辺住民の反響”を確認することができます。民間事業者は、“立地・使い勝手・採算性などの確認”をすることができ、公園利用者は“公園の新たな利用の可能性の確認”や、“市や民間事業者に公園に望むことをアピール”をすることができます。

民間事業者については本トライアル・サウンディングへの参加実績が後の公募選定プロセスに直接の影響を及ぼすものではありませんが、公園利用者等から、良好な評価があった場合には後の選定プロセスで加点の対象となるような評価項目を検討しています。

公園利用者が実施した企画の中で、反響が大きく、他の公園利用者や周辺住民の理解が得られるような取り組みは今後の事業に繋げたいと考えています。

（3）事業者サウンディング調査の実施予定

隨時、担当レベルの簡易な打合せから個別サウンディングまで実施させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

（4）調査後の予定

ヒアリング・アンケート調査等の結果を踏まえ、今後の魅力向上事業に繋げたいと考えています。

2 概要

（1）事業名称

吹田市公園魅力向上事業トライアル・サウンディング
(千里北公園・片山公園・千里南公園)

（2）調査対象公園と区域

- ア 千里北公園の一部及び千里第2緑地の一部（別紙の範囲）
- イ 片山公園（別紙の範囲）
- ウ 千里南公園（別紙の範囲）

※調査対象範囲は柔軟に運用しますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

※占用等の許可を受ける施設及びその周辺は対象外とします。

（3）期待する提案（ウィッシュリスト）

市が期待する提案は以下のとおりです。

○千里北公園、千里第2緑地

- ア パークファニチャー^{※1}等を活用した公園利用者がくつろぐことのできる空間
- イ 可搬式遊具^{※2}を活用して広大なはらっぱを舞台に遊ぶことのできる空間
- ウ 人と犬が互いに気持ちよく利用できる空間
- エ 多様なスポーツ^{※3}を楽しむことのできる空間
- オ はらっぱ、木陰、丘等の自然特性をより感じることのできる空間
- カ 夏季営業期間以外の屋外プールを楽しむことのできる空間
- キ その他、公園利用者の利用満足度を向上させることができる空間

※1 パークファニチャー：タープ・テーブル・チェア等の建築確認申請の不要な用具を想定

※2 可搬式遊具：好きなところに持ち運びのできる遊具や基礎等を設げず可搬できる遊具を想定

※3 多様なスポーツ：アーバンスポーツ、バスケットボール、テニス、ピックルボール、ニュースポーツなどを想定

○片山公園

- ア 和風休憩所を活かした和を感じることのできる空間
- イ 可搬式遊具を活用して遊ぶことのできる空間
- ウ 人と犬が互いに気持ちよく利用できる空間
- エ 多様なスポーツを楽しむことのできる空間
- オ 木陰、丘等の自然特性をより感じることのできる空間
- カ 夏季営業期間以外の屋外プールを楽しむことのできる空間
- キ その他、公園利用者の利用満足度を向上させることができる空間

○千里南公園

- ア 牛ヶ首池を活用した水辺とふれあえる空間
- イ 可搬式遊具を活用して円形広場を舞台に遊ぶことのできる空間
- ウ 人と犬が互いに気持ちよく利用できる空間
- エ 多様なスポーツを楽しむことのできる空間
- オ 木陰、丘等の自然特性をより感じることのできる空間
- カ その他、公園利用者の利用満足度を向上させることができる空間

(4) 期待する効果

- ア 吹田市
 - ・民間事業者の関心、公園特性との相性の確認
 - ・公園利用者や周辺住民の反響の確認
 - ・事業可能性の確認
- イ 試験的利用者
 - ・立地、使い勝手、採算性、公園特性などの確認
- ウ 公園利用者・周辺住民
 - ・公園の新たな利用の可能性の確認
 - ・市や民間事業者へのアピール

(5) 事業の流れ

- ア 事前相談

公園の試験的利用を実施するにあたり、提案内容、実施期間のすり合わせや現地の確認を行います。
- イ 試験的利用の受付

公園の試験的利用を希望する民間事業者、公園利用者から、提案を受け付けます。指定様式により、提案書を提出してもらいます。

ウ 内容確認

提案内容が事業の趣旨に合致しているかチェックリストを用いて、市職員で確認を行います。

エ 結果の通知

提案書の確認結果を通知します。結果通知に対する異議を申し立てることはできません。

オ 試験的利用

提案内容に応じて公園の試験的利用を行っていただきます。

カ モニタリング・ヒアリング

試験的利用期間中及び終了後に、モニタリング・ヒアリングを実施します。

キ 試験的利用後の報告書の提出

試験的利用後に今後の事業に繋げるため、試験的利用者に試験的利用の実施結果を実施報告書としてまとめ、市に提出してもらいます。

3 スケジュール

(1) 募集期間

令和8年1月19日（月）から令和8年8月31日（月）まで

(2) 試験的公園利用期間

令和8年2月2日（月）から令和8年9月30日（水）まで

※事業実施予定日の2週間前までに必要書類が整った状態で提出してください。

※公園に付帯する公園みどり室以外の部署が所管する施設（体育館、自然体験交流センター等）を利用する場合は別途期間を要する場合があります。

※大型連休や周辺地域で催事がある場合等、通常の公園利用の下で調査ができないことが見込まれる期間は本制度の趣旨から鑑み、試験的公園利用期間の対象外とします。具体的な日程については事前相談時、書類確認時に協議を行うこととします。

4 参加資格条件等

(1) 試験的利用者の条件

- ア 試験的利用者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等、個人事業主または任意団体とします。
- イ 試験的利用者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に試験的利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

（2）試験的利用者の除外要件

次のいずれかに該当する試験的利用者は、本市のトライアル・サウンディングに参加することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法 律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

（3）応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する書類の作成・提出、提案内容の運営及びモニタリング・ヒアリングに係るすべての費用は試験的利用者の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い・特許権等

（a）提出書類の著作権は、試験的利用者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

（b）試験的利用者の提出書類については、提案書の確認以外で試験的利用者に無断で使用しません。また、第三者に情報を提供しません。

（c）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った試験的利用者が負うものとします。

（d）試験的利用後の報告書に記載する事項については今後の事業に関する資料等で使用させていただくことを考えています。

ウ 法令等の順守

提案にあたっては、事前に試験的利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは試験的利用者に帰属することとします。

5 提案方法

(1) 事前相談

ア 事前相談（必須）

- (a) 提案書類作成のために必要な事前相談を受け付けます。
- (b) 事前相談予約は電話で受付し、事前に事務局と日程調整を行ったうえで現地・対面・web会議（ZoomもしくはTeams）・メール・電話で実施します。

イ 現地調査（任意）

- (a) 提出書類作成のために事務局同行の現地（施設）調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整を行ったうえで実施します。
- (b) 現地調査は、公園（施設）管理者および利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

(2) 提案書類の提出

試験的利用者は、次の書類を提出するものとします。

ア 提案書提出時

- ・試験的利用提案書（様式1）
- ・利用を希望する範囲（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・提案に関する補足資料（任意様式）

イ 提案書の採用決定時

基本的にはありませんが、提案の内容によっては下記の書類の提出を求める場合があります。

- ・施設・行為ごとに必要な許可申請書
- ・使用料減免申請書（施設による）
- ・その他必要と認められる書類

ウ 試験的利用後

- ・実施報告書（様式4）
- ・その他、必要と認められる書類（土地の改変を行った場合等）

エ 事業の内容に軽易な変更があった場合

- ・軽易な変更届（様式5）
- ・その他、必要と認められる書類

6 提案要件

(1) 提案内容

- 提案内容は、次のすべてに該当するものとします。
- ア 調査対象公園と区域に示す公園・施設に関するものであること。
 - イ 確実に実施できる利用内容であること。
 - ウ 公共施設等を利用する市民等の利用満足度が向上する内容であること。
 - エ 他の来園者の公園利用を著しく妨げないこと。
 - オ 試験的利用にあたって、市に財政負担を求めるものではないこと。
 - カ 建築基準法、消防法等の各種法令に抵触しないこと。
 - キ 公益に資する取組であること。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- カ 飲食提供のみを主目的とする調理を伴う行為（キッチンカーのみの営業等）
- キ その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

(3) 提案内容の実施期間

提案内容の実施期間は、本市が認めた期間とします。

(4) 提案の資金調達・報酬等

試験的利用に係るすべての費用は試験的利用者が負担するものとします。

7 リスク分担

(1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける試験的利用者が実施する事業の責任及びリスク分担については、試験的利用者が責任を持って遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として試験的利用者が負うものとします。

8 提案内容の確認

(1) 提案内容の確認

- ア 提出書類に基づいて、利用する施設ごとに所管する部署が確認を行います。
- イ 必要に応じてヒアリングを実施します。
- ウ 提案内容によっては他の関係機関との協議が必要になり、追加資料を求めることがあります。
- エ 確認期間は確認ができる状態の提案書を受け付けてから、2週間程度となります。
- オ 提案内容の確認はチェックリストで行い、確認項目を満たしていない提案は本事業に適さないものとし、見送らせていただきます。

(2) 確認項目（チェックリスト）

ア 提案内容

- ①事業趣旨を理解した提案となっているか。
- ②公園・施設の特性に応じた魅力向上に繋がる提案であるか。
- ③利用者にとって期待できる提案であるか。

イ 実施体制・構成員

- ④計画内容が実現可能なものとなっているか。
- ⑤事業責任者を配置し、適切な人数を配置し、提案内容を実施できる体制を整えているか。
- ⑥準備・運営に係るスケジュールが妥当であるか。

ウ 公共性・公益性

- ⑦地域のニーズに応じた公共性・公益性の高い事業であるか。（一部のための閉鎖的な事業ではないか。）
- ⑧地域と積極的に関わろうという姿勢があるか。

エ リスクマネジメント

- ⑨発生しうるリスクに対する安全対策等に配慮しているか。
- ⑩法令・条例等を遵守しようとする姿勢が見られるか。

9 事業実施の流れ

(1) 事業の実施前

- 事業の実施前に試験的利用者の広報と合わせて、利用規模に応じて公園利用者、周辺住民に試験的利用者から周知を行うこととします。
- 公園施設等を利用する場合は使用前に損傷有無等を確認し、使用前に損傷の疑いがある場合はただちに市に報告することとします。

（2）事業の実施中

公園の魅力向上に寄与する試験的利用と認められた提案内容確認結果通知書が交付された試験的利用者は、提案内容確認結果通知書に記載された条件のとおり公園、施設を使用し、提案した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、提案内容確認結果通知書を携行するようにしてください。

（3）事業の実施後

事業の実施後は原形復旧することとし、試験的利用者の責任において、利用範囲の清掃を行うこととします。

（4）苦情等の対応

トライアル・サウンディング事業は市の実施する事業であることから、事業に対する苦情や要望の対応は基本的に市が行いますが、現地で他の利用者が身の危険を感じ、または騒音や現地スタッフの対応に不快感を覚える場合などへの対応は本事業の趣旨を鑑み、その対応策の検討・実施については試験的利用者に協力して実施してもらうこととします。その場合に発生する損失・追加の費用についても市では一切の負担を行いません。

（5）事業の中止

提案した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、試験的利用を中止していただくことがあります。

10 モニタリング・ヒアリング

（1）モニタリング調査

ア 調査対象者

公園利用者

イ 調査目的

提案事業ごとに利用者満足度調査を行い、公園との相性を確認するため。

ウ 調査方法

事業実施期間中に手渡し・配架によりアンケート調査を行っていただきます。

主に提案事業への参加者、通常の公園利用者に向け調査を行います。調査票は市が作成し、必要部数を準備しますので、現地での配布及び回収をお願いします。

(2) ヒアリング調査

ア 調査対象者

試験的利用者

イ 調査目的

試験的利用を実施したことによる試験的利用者の視点から今後の公園利用の可能性を把握するため。

ウ 調査方法

試験的利用期間前及び期間終了時に、ヒアリング調査票を作成し、ヒアリングの場を設けることとします。試験的利用期間終了後には試験的利用者は使用実績等をまとめた報告書を市に提出するものとします。

1 1 事務局

担 当 : 吹田市土木部公園みどり室計画グループ

連絡先 : 06-6834-5364

場 所 : 吹田市佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター6階

1 2 その他

この募集要項に定めのない事項は都度協議するものとします。